

告示

埼玉県告示第千四百三十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一三―二七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字池堤七千百三十五番一 外二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 百二十三・二三立方メートル

浸透効果量 〇・〇七立方メートル毎秒